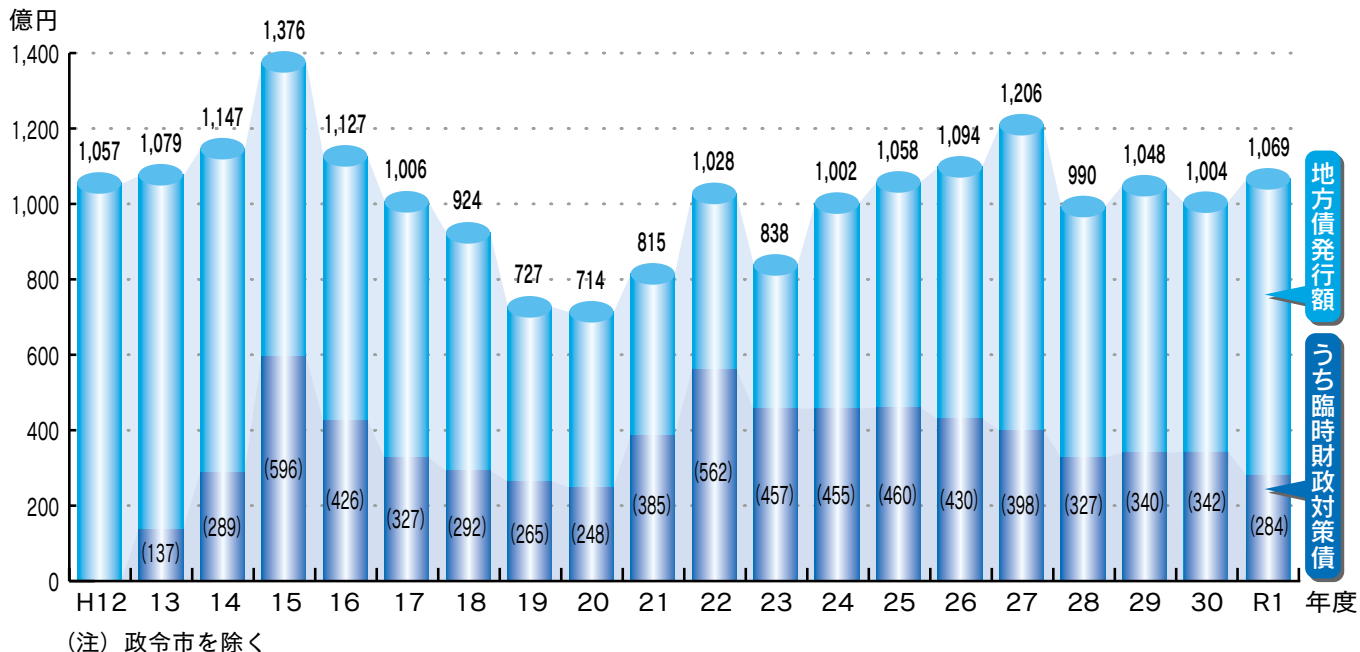


5 債務と積立

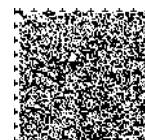
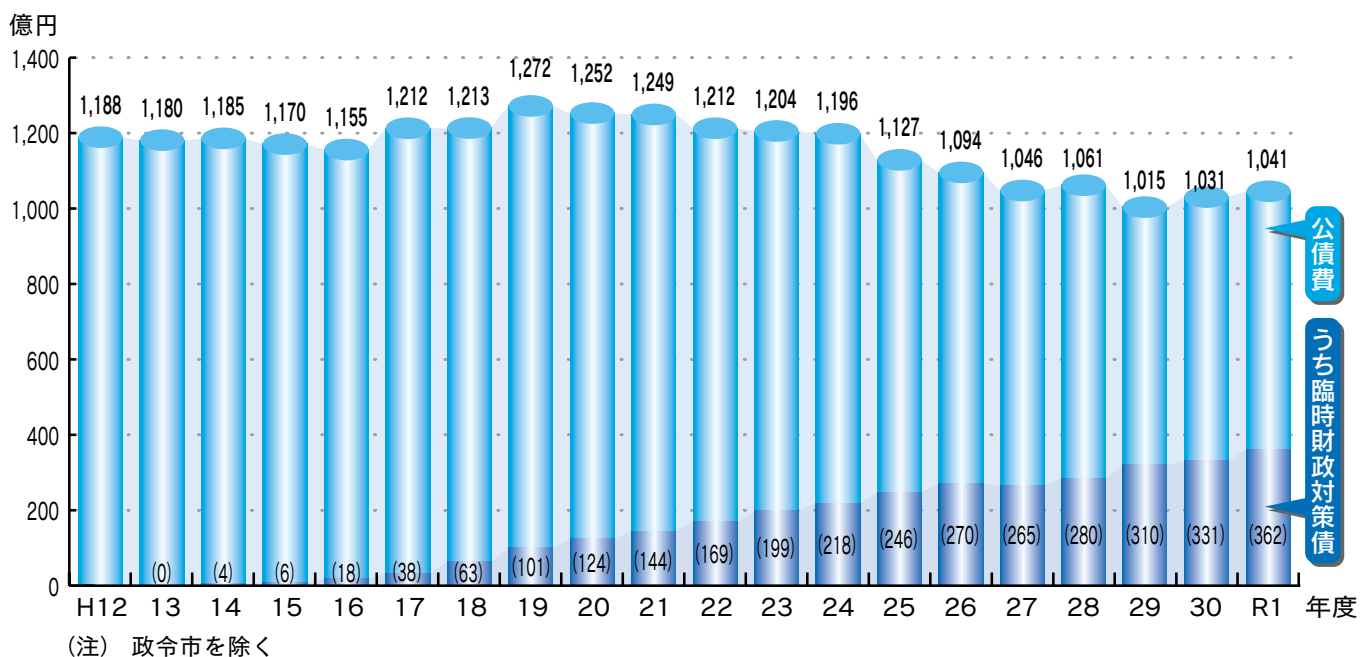
(1) 地方債発行額の推移

地方債発行額は、平成23年度に減少しましたが、緊急防災・減災事業債等の増により平成24年度から増加に転じました。平成28年度は合併特例事業債等の減により大きく減少しましたが、近年は概ね横ばいとなっています。



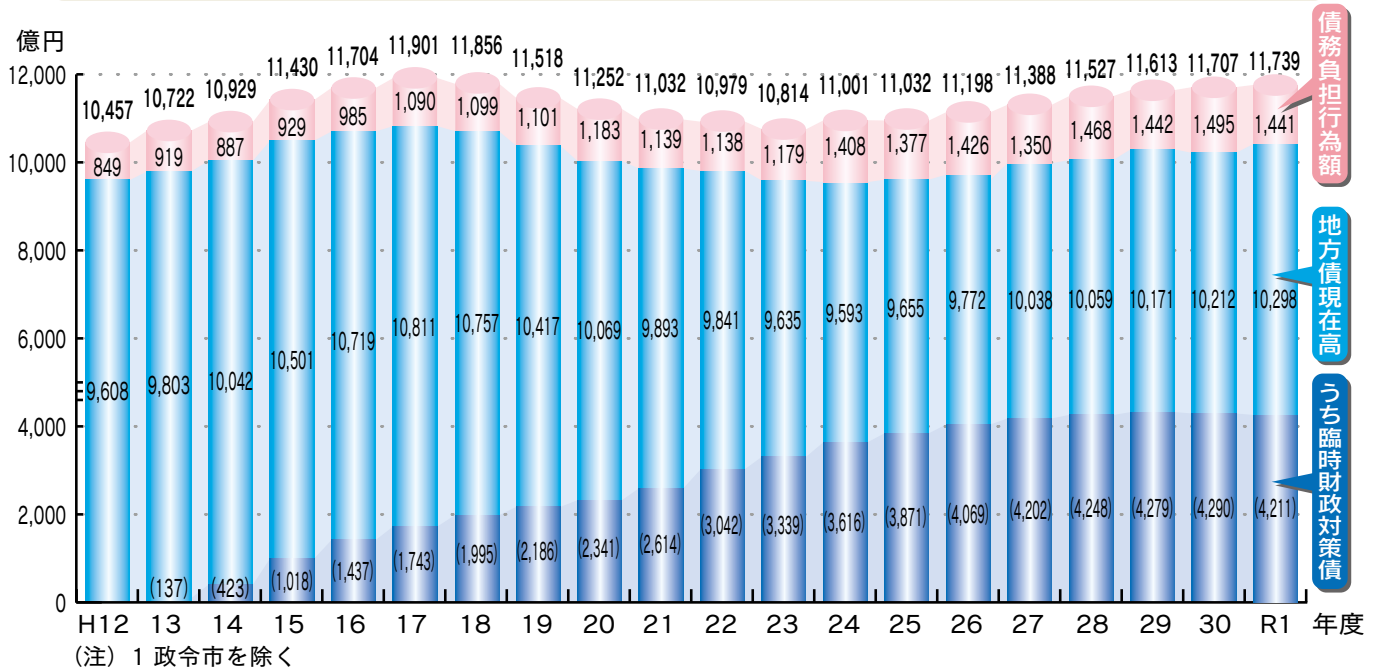
(2) 公債費の推移

公債費（元利償還金）は、平成19年度をピークに減少傾向にあります。令和元年度は前年度と比べ約10億円の増となっています。



(3) 地方債現在高と債務負担行為額の推移

令和元年度末の地方債現在高と債務負担行為額を合わせると1兆1,739億円にもなりますが、ピーク時の平成17年度と比較すると、約162億円の減となっています。



(注) 1 政令市を除く

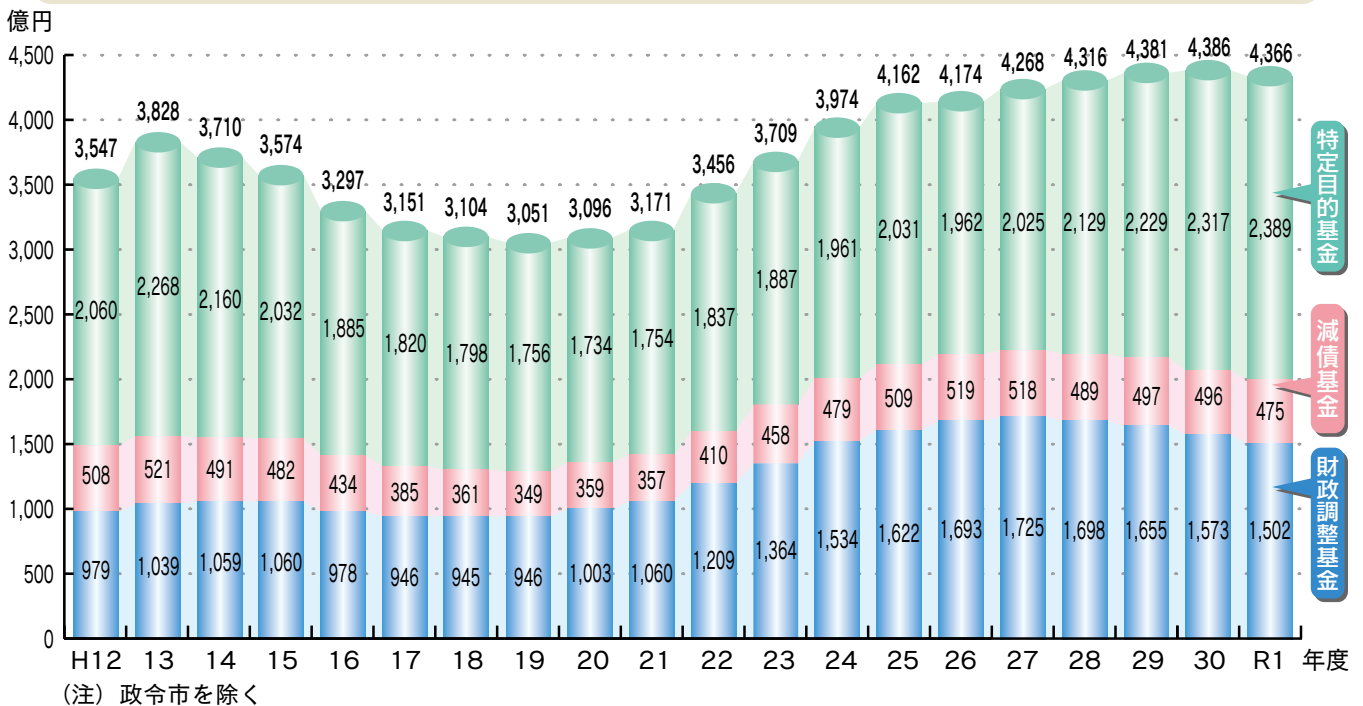
2 債務負担行為額は、翌年度以降支出予定額である。

3 「公債費」には利子を含み「現在高」には利子を含まないため、

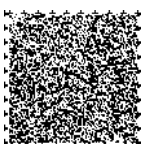
前年度現在高+当年度発行額-当年度償還額(公債費)=当年度現在高とはならない。

(4) 積立金現在高の推移

積立金現在高は、平成20年度から増加傾向にありましたが、令和元年度は前年度と比べ、約20億円の減となっています。



(注) 政令市を除く

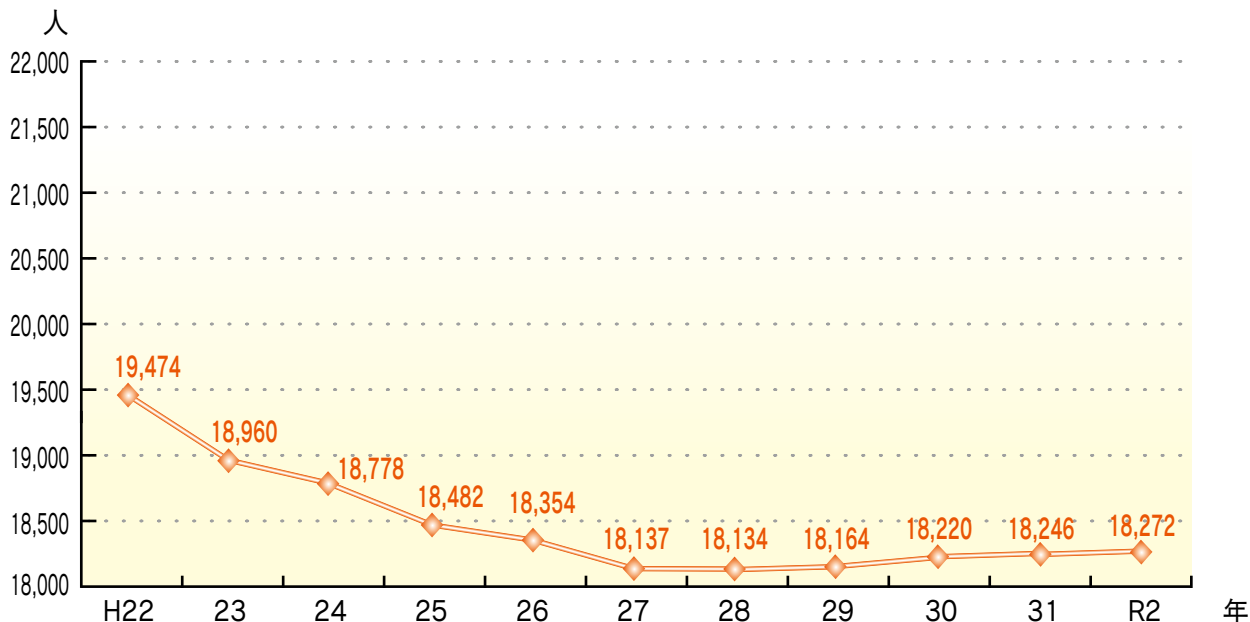


6 職員数の状況

(1) 職員数の推移

10年以上減少し続けていた市町村職員数は、平成29年に増加に転じ、令和2年4月1日現在で、約1万8千人となっています。

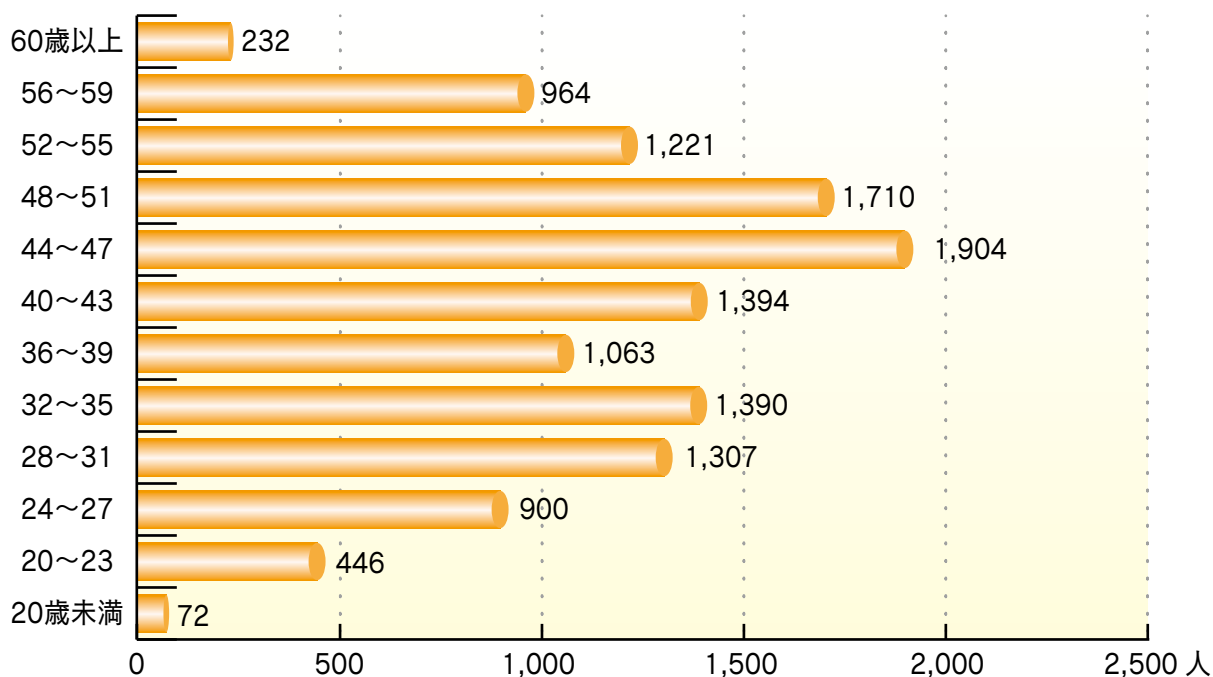
市町村職員数の推移（令和2年4月1日現在）



(注) 政令市を除く

出典：令和2年地方公共団体定員管理調査（令和2年4月1日現在）

一般行政職年齢別職員構成（令和2年4月1日現在）



(注) 政令市を除く

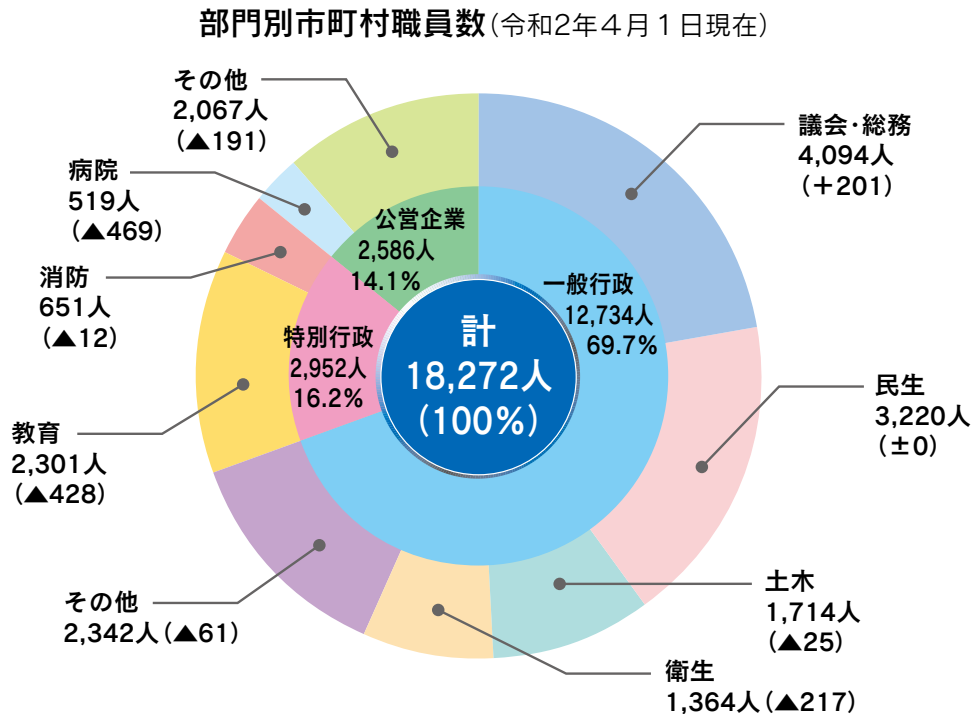
出典：令和2年地方公務員給与実態調査（令和2年4月1日現在）



(2) 部門別職員数の状況

市町村職員数を部門別に平成22年とその増減を比較すると、教育、病院などで職員数が大幅に減少しており、全体としても約6.2%の減となっています。

また、令和2年の部門別職員数の状況は、総務、民生、土木等の一般行政が全体の約69.7%、教育、消防で全体の約16.2%を占め、残りの約14.1%が公営企業の職員となっています。



(注) 1 政令市を除く

出典：令和2年地方公共団体定員管理調査（令和2年4月1日現在）

2 ()内は平成22年4月1日～令和2年4月1日の部門別市町村職員数の増減を示している。

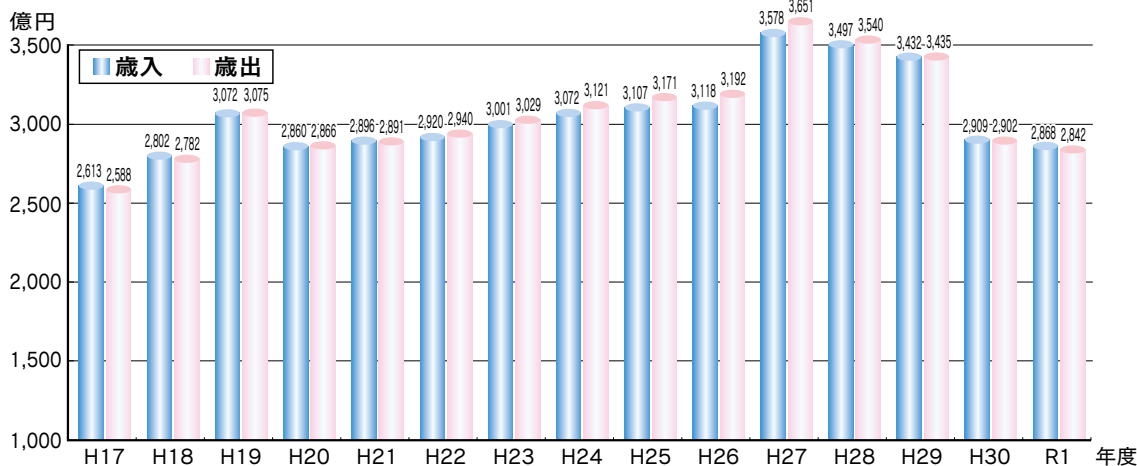
7 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計は、一般会計（普通会計）とは区分されており（P7参照）、連結実質赤字比率の算出基礎の一つとなります。

その歳入・歳出の決算額は、平成27年度をピークに減少しており、また、平成22年度以降赤字となっていました。平成30年度から黒字となっています。

※なお、平成20年度の決算額は、後期高齢者医療制度の導入に伴い、歳入は保険料が減、歳出は老人保健拠出金が減になったこと等により、それぞれ前年度から減少しました。

○国民健康保険事業会計（事業勘定）県内市町村決算額の推移



(注) 政令市を除く

8 地方公営企業

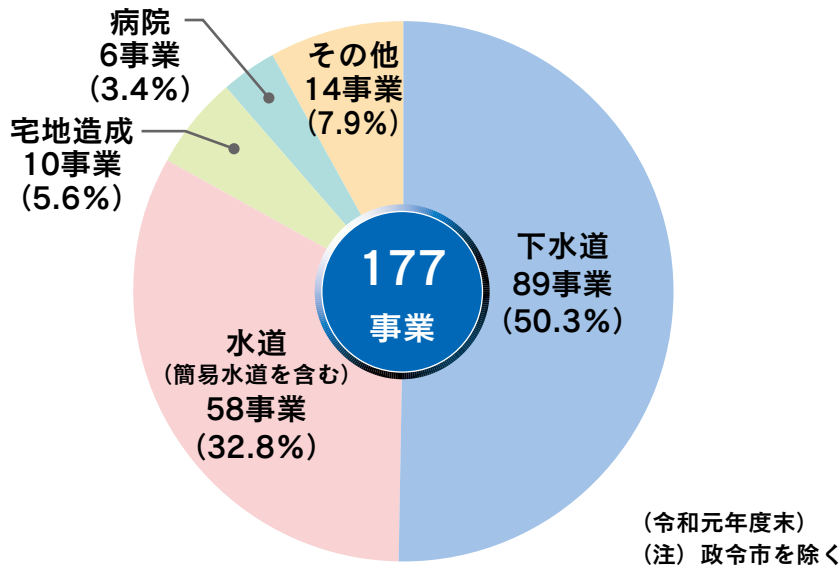
(1) 地方公営企業の役割

地方公営企業は、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業であり、上下水道事業、病院事業、交通事業などがその代表的なものです。

これらの企業は、住民の生活水準の向上を図る上で大きな役割を果たしており、特に上下水道事業については、そのほとんどが地方公営企業によって行われています。

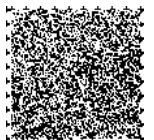
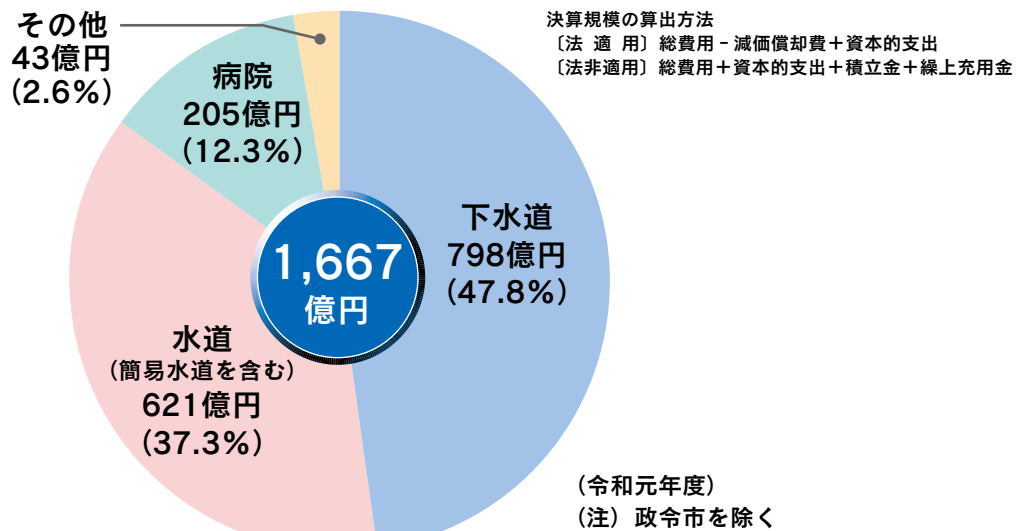
(2) 事業数

事業数は、177事業であり、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、宅地造成事業、病院事業の順になっています。



(3) 決算規模

決算規模は、1,667億9百万円で、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業の順になっています。



(4) 経営状況

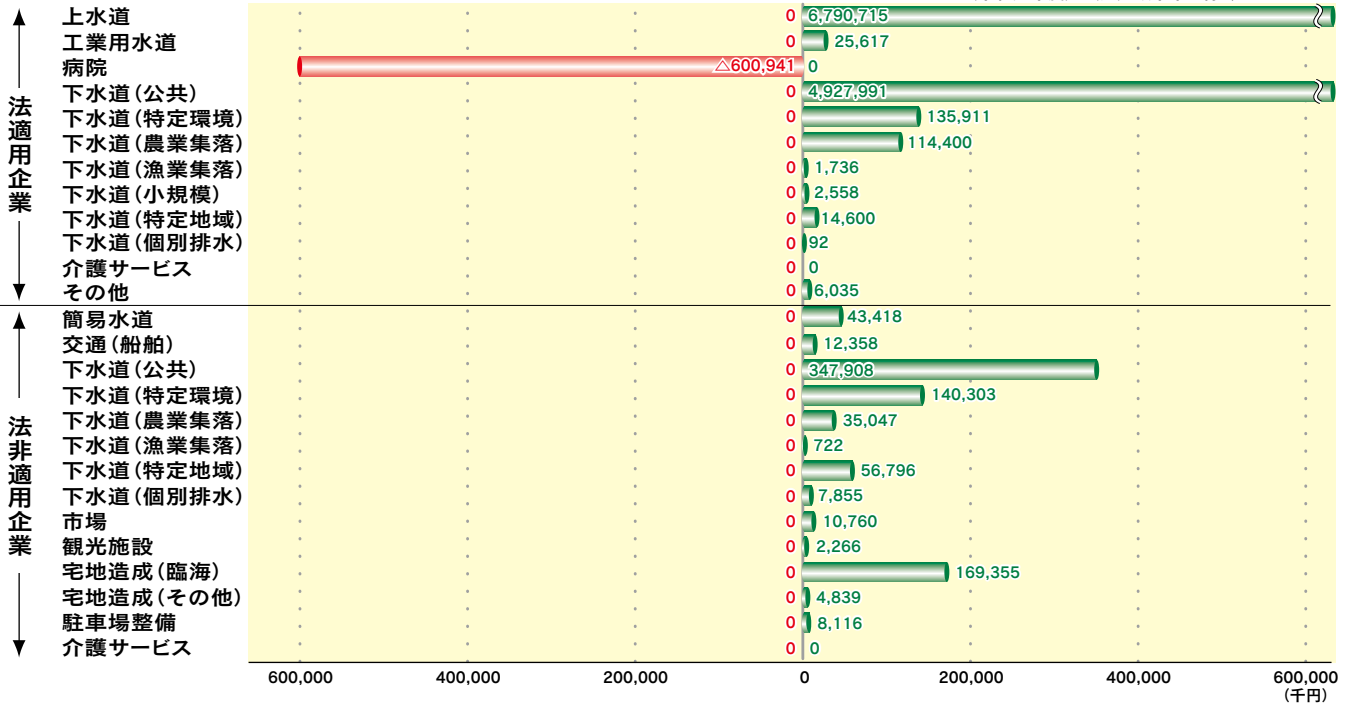
令和元年度における収支の状況を事業別に見ると、法適用企業は上水道、工業用水道、下水道、介護サービス事業、その他事業が黒字、法非適用企業は全事業が黒字となっています。

しかしながら、基準外繰入金を差し引いた実質的な収支の状況は、多くの事業で赤字となっています。

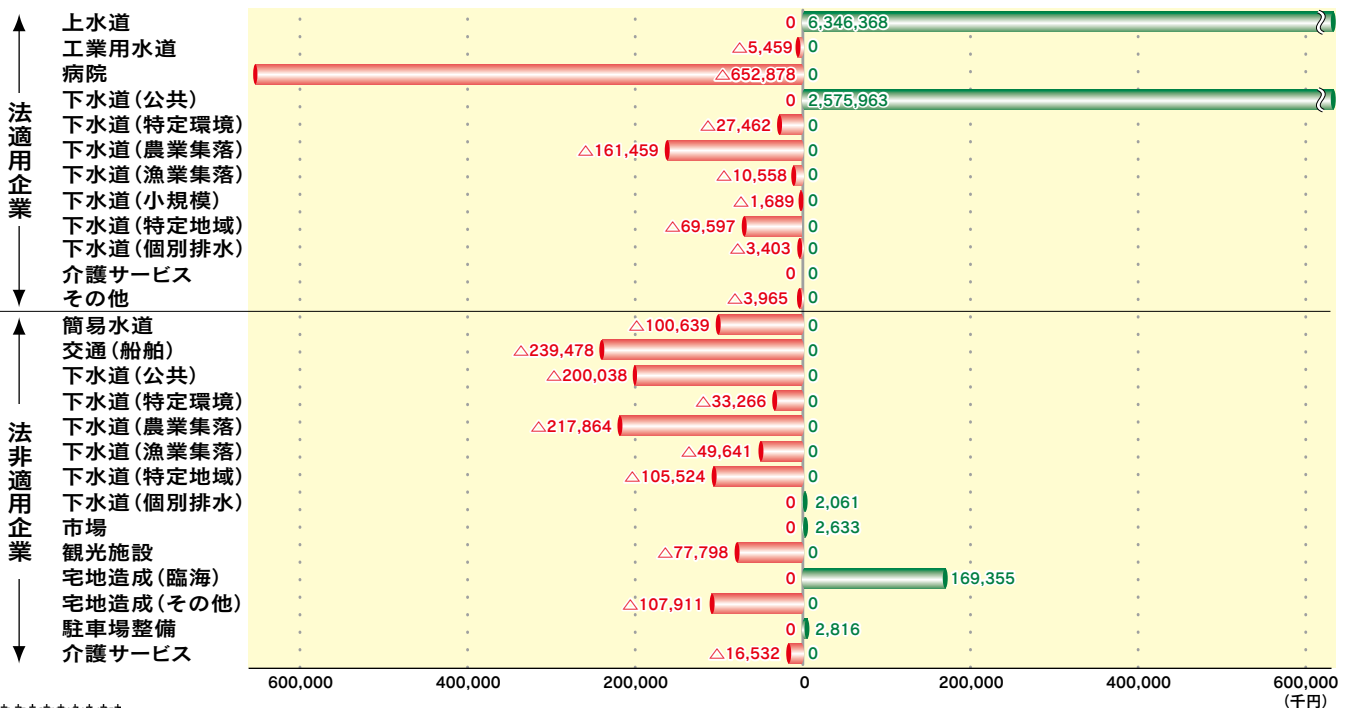
地方公営企業の経営は、財やサービスの対価としての料金収入により運営する独立採算が原則であり、他会計からの基準外繰入金に頼らず経営を維持していく努力が必要です。

収支の状況 赤字 黒字

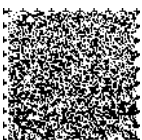
(令和元年度) (注) 政令市を除く



基準外繰入金を除いた場合の収支の状況 赤字 黒字



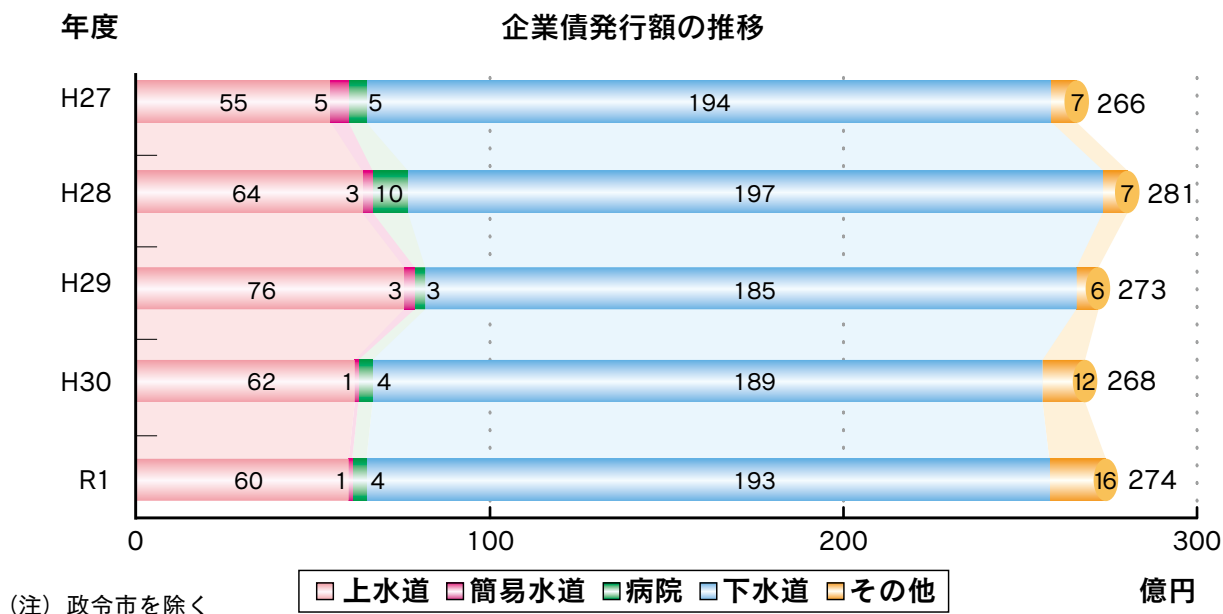
(注) 収支額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支による。
 ※地方公営企業法の適用を受ける事業を「法適用企業」、適用を受けない事業を「法非適用企業」という。



(5) 企業債の状況

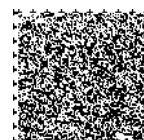
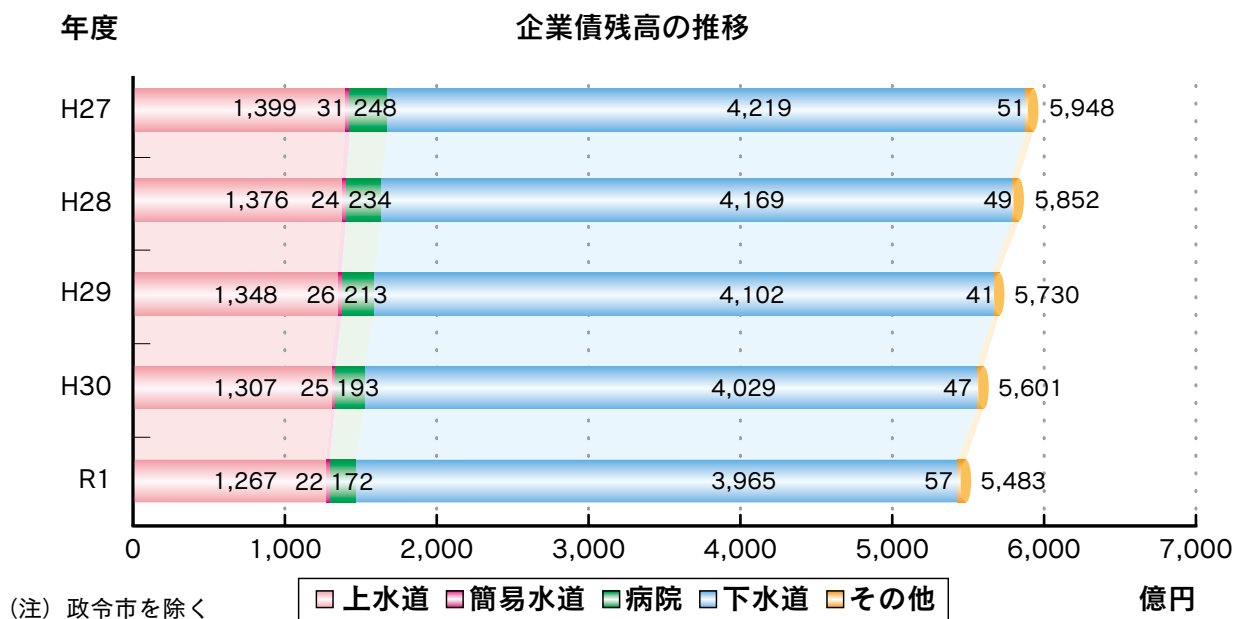
① 企業債発行額

令和元年度における企業債発行額は約274億円であり、前年度に比べ約6億円の増となっています。



② 企業債残高

令和元年度末の企業債残高は約5,483億円と、減少傾向にあります。



9 今後の課題

(1) 統一的な基準による地方公会計の活用

住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、現金主義会計を補完するものとして、発生主義会計に基づく財務書類等の開示が推進されてきました。平成26年には「統一的な基準」による地方公会計の整備方針が示され、その後の総務大臣からの要請により、県内市町村においても、当該基準による財務書類等が作成されたところ です。

今後は、財務書類や固定資産台帳の作成だけではなく、それをわかりやすく公表するとともに、資産管理や予算編成、行政評価等への活用が期待されています。また、その活用については、財務書類等をどのように活用するのかという視点で考えるのではなく、地方公共団体が抱える様々な課題を解決するにあたって、参考となる客観的な根拠の1つとして、地方公会計により得られる情報を利用するという視点で考えることが重要となります。

地方公会計の推進に関する研究会(令和元年度)報告書のポイント(令和2年3月公表)

1 固定資産台帳・財務書類の適切な作成等に向けて

- ・財務書類は、発生主義による一会計期間における費用・収益等に関する情報などを、会計年度ごとに提供するものであることから、まずは決算年度の翌年度末までには固定資産台帳・財務書類の作成・更新を完了させるべき。例えば、期末一括仕訳の団体においては、仕訳作業や台帳登録を半年・四半期・月に一度実施するなど、分散化・早期化することが望ましい。また、システム更新等を契機に、日々仕訳を導入することも有効。
- ・内容の精緻化のため、台帳更新の際には、定期的に現物確認を行うこと、建物本体と附属設備を耐用年数に応じて分類して計上することが必要。また、平成29年度の総務省研究会報告書で示された「チェックリスト」を活用し、団体職員が自ら財務書類を確認し、正確さを担保していくことが望まれる。
- ・体制整備のため、年間の作業スケジュールを示し、各地方公共団体の状況に応じた作業マニュアルを作成するなどして、庁内全体で計画的・統一的に作業を進めることが必要。固定資産台帳と公有財産台帳など他の台帳との連携を図っていくことも、業務の効率化に繋がる。また、職員の意識向上のため、先進団体職員や専門家を派遣する制度の充実(人材リストの用意)も支援方策の一つ。

2 固定資産台帳・財務書類の活用に向けて

固定資産台帳の資産管理等への活用

- ・固定資産台帳により自団体の資産に関する情報を網羅的に把握することが可能となるため、公共施設マネジメント分野、特に、公共施設等総合管理計画や個別施設計画の策定・見直しにおける活用が期待される。台帳情報活用のため、両計画に記載されている施設と固定資産台帳の資産を共通のコードで管理する等、互換性を持たせる(紐付けを行う)ことも重要。

セグメント分析の推進

- ・公営7団体において、事業別セグメント分析を実践(廃棄物収集処理事業等)。想定される対象事業としては、直営・委託の業務形態の検討、受託者負担の検討等。最初に簡易な分析を行い「気付き」を得た上で、必要に応じて詳細・精緻な分析を行う等、「まずやってみる」という観点が重要。
- ・施設別セグメント分析は、公共施設マネジメントの分野において有益な情報を得られるものと考えられることから、今後、各地方公共団体において活用されることを期待。その際にも、例えばまず1つの施設について取り上げてみるという取組が重要。

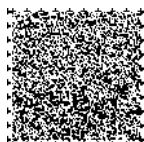
各種指標を用いた比較分析

- ・現金主義・単式簿記では見えにくいコスト情報やストック情報の把握が可能となり、指標化することで経年比較や類似団体間比較等を行いやすくなる。ただし、公会計から得られる指標については、所有外資産に関して資産と負債がアンバランスに計上されるといった課題もあることから、単純な順位付けに基づき財政状況を判断することは特に慎重に行うべき。
- ・自団体の相対的な「立ち位置」を確認するために、複数の指標を組み合わせた散布図による分析が「入り口」として有効。

出典:「地方公会計の推進に関する研究会(令和元年度)報告書の概要」(令和2年3月公表)

地方公会計の情報を用いて分析を行うことによって、財政運営上の課題を発見することは可能ですが、それが課題の解決に直結するわけではないことには留意が必要です。

地方公共団体が抱える課題を解決するためには、①課題の抽出、②課題の要因分析、③課題への対応策の検討、④課題への対応策の実施、⑤課題の解決といったプロセスを経ることが想定され、それぞれのステージにおいて地方公会計の情報を利用することにより、より適切な判断や行動を行えるようにしていくことが重要です。



従来の決算統計に基づく財政指標や健全化指標等の指標に加え、財務書類のデータ等による指標を分析することにより、当該地方公共団体の財政状況を多角的に分析することが可能となります。

これらの指標は、経年で比較することや類似団体と比較することにより、全体のおおまかな傾向を把握するのに有効ですが、単年度に発生した取引の影響で大きく数値が変動する可能性があることなどから、必ずしも地方公共団体の状況が正確に反映されていない場合もあることに留意が必要です。

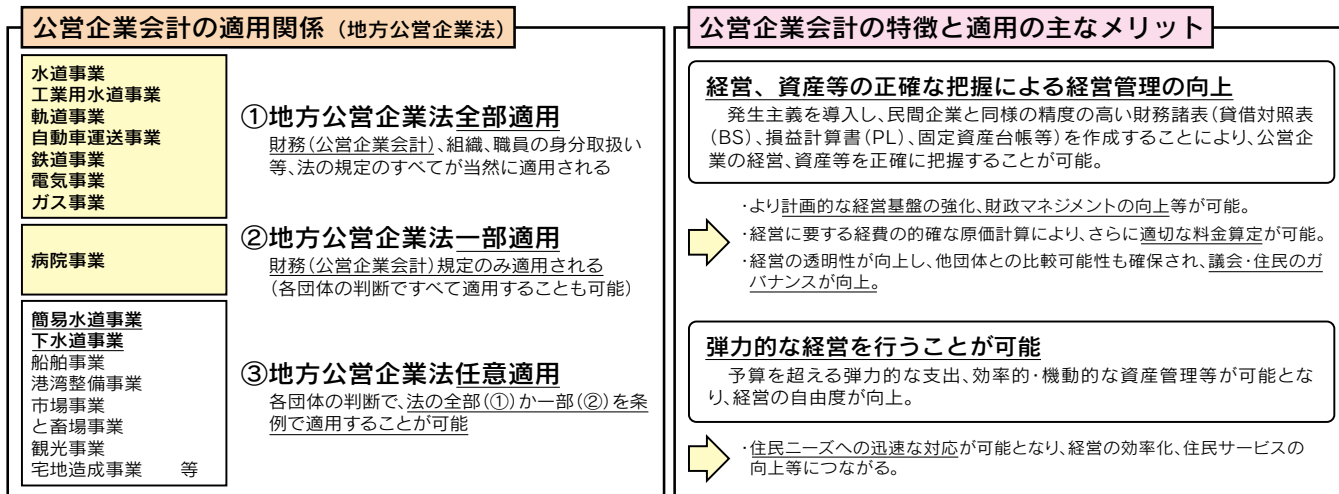
分析の視点	住民等のニーズ	指標
資産形成度	将来世代に残る資産はどのくらいあるか	▶ 住民一人当たり資産額 ▶ 有形固定資産の行政目的別割合 ▶ 歳入額対資産比率 ▶ 有形固定資産減価償却率
世代間公平性	将来世代と現世代との負担の分担は適切か	▶ 純資産比率 ▶ 社会資本等形成の世代間負担比率
持続可能性 (健全性)	財政に持続可能性があるか (どのくらい借金があるか)	▶ 住民一人当たり負債額 ▶ 基礎的財政収支 ▶ 債務償還可能年数
効率性	行政サービスは効率的に提供されているか	▶ 住民一人当たり行政コスト ▶ 性質別・行政目的別行政コスト
自律性	歳入はどのくらい税金等でまかなわれているか (受益者負担の水準はどうなっているか)	▶ 受益者負担の割合

出典：「地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書」(平成30年3月公表)

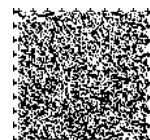
(2) 公営企業会計の適用の推進について

公営企業の財務は、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計について、事業の特性や規模等を考慮し、すべての事業に適用してはならず、地方公共団体が任意（条例）でその適用を決定しています。

現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用が推進されています。



出典：総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」(平成27年1月27日総財公第18号)添付資料



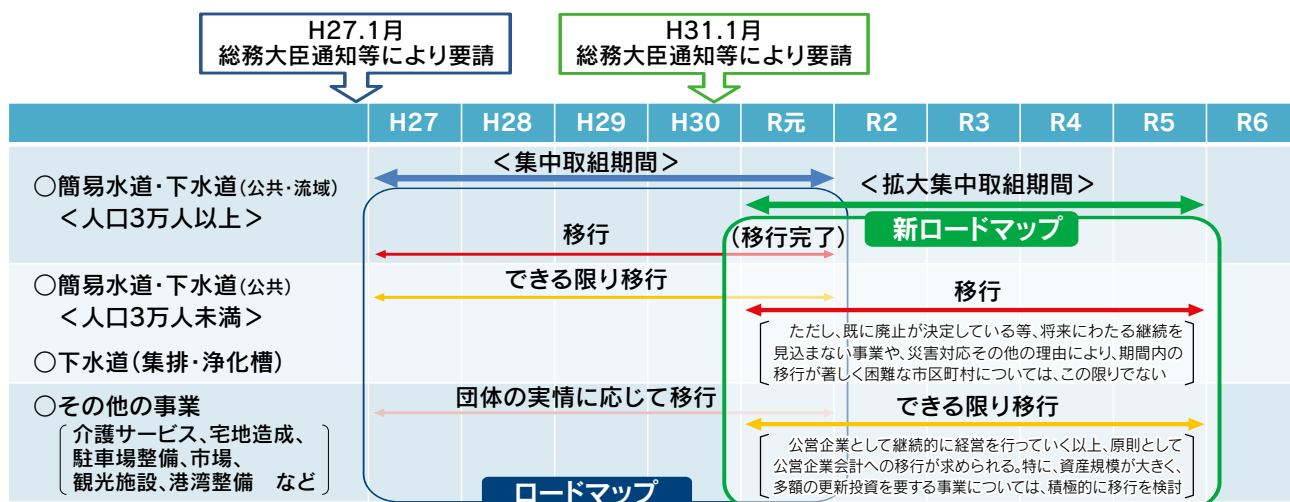
公営企業会計の適用拡大に向けた要請

平成26年8月に、「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」が総務省から示されるとともに、平成27年1月に、公営企業会計の適用の推進について、総務大臣から要請がなされました。

内容は、平成27年度から令和元年度までの5年間で集中取組期間とされ、特に下水道事業及び簡易水道事業が重点事業として位置付けられ、人口3万人以上の団体は取組期間内に公営企業会計への移行が必要であり、人口3万人未満の団体についてもできる限り移行することが求められています。

さらに平成30年12月に新たなロードマップが示され、平成31年1月に公営企業会計の適用の更なる推進について、総務大臣から要請がなされました。

新たな要請の内容は、令和元年度から令和5年度までを拡大集中取組期間として、人口3万人未満の団体の下水道事業及び簡易水道事業について、この期間内に公営企業会計への移行が必要とされ、重点事業以外の事業についてもできる限り移行することが求められています。



取組の推進に向けて

新たなロードマップに基づき取組が着実に推進されるよう、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、会計適用に係るマニュアルの改訂、外部専門家派遣による人的支援（小規模団体に係るモデル事業を含む。）、都道府県による支援体制の充実等の取組を実施。

出典：総務省作成資料「公営企業会計の適用拡大のロードマップ」

公営企業会計の適用拡大に係る支援措置

公営企業会計の適用推進にあたり、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減するため、国により以下のような支援策が講じられています。

1. マニュアル等の作成

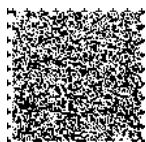
- 公営企業会計の適用に係る具体的な業務について取りまとめたマニュアルや先行団体の事例を掲載した先進事例集、団体からの質問を取りまとめた質疑応答集を作成・公表。

2. 地方財政措置

- 公営企業会計の適用に要する経費の財源に充当するための公営企業債（公営企業会計適用債）を措置。
 - 当該公営企業債の元利償還金に対する地方交付税措置を講じる。
 - 公営企業会計の適用に伴い資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講じる。
- 令和元～5年度

3. 人的支援制度

- 「経営・財務マネジメント強化事業」を創設し、公営企業会計の適用に係るアドバイザーを派遣（令和3年度～）
- 専門人材を活用し、小規模な団体における公営企業会計の適用のモデル事業を実施。

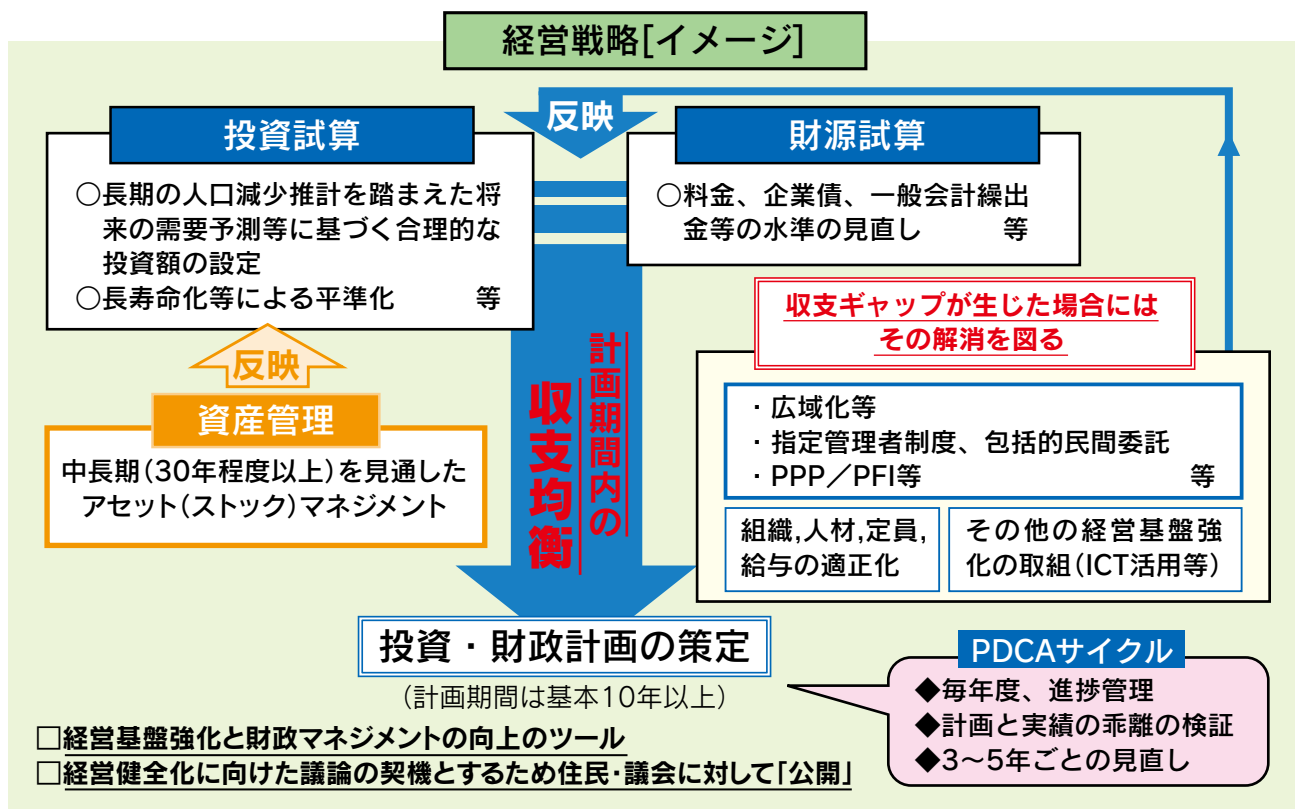


(3) 地方公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について

地方公営企業を取り巻く経営環境は、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大など厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められます。

このような中、将来にわたってサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を全ての事業において策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むよう要請されているところです。

今後は、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、3年から5年内の見直しを行うことが重要であり、全ての事業において、令和7年度までに見直しを行うことが求められます。



出典：総務省作成資料「公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について」より一部抜粋

「経営戦略」の策定に係る支援措置

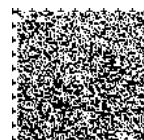
「経営戦略」の策定推進にあたり、地方公共団体の事務負担軽減等のため、国により以下のような支援策が講じられています。

1. ガイドラインの策定

- 「経営戦略」に関する基本的考え方、「投資試算」及び「財源試算」の将来予測方法、経営健全化及び財源確保の具体的方策、各事業の特性を踏まえた策定上の留意点並びに「経営戦略のひな形様式」等を取りまとめた「経営戦略策定ガイドライン」を策定・公表。
- 事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「経営戦略策定・改定マニュアル」を作成。

2. 地方財政措置等

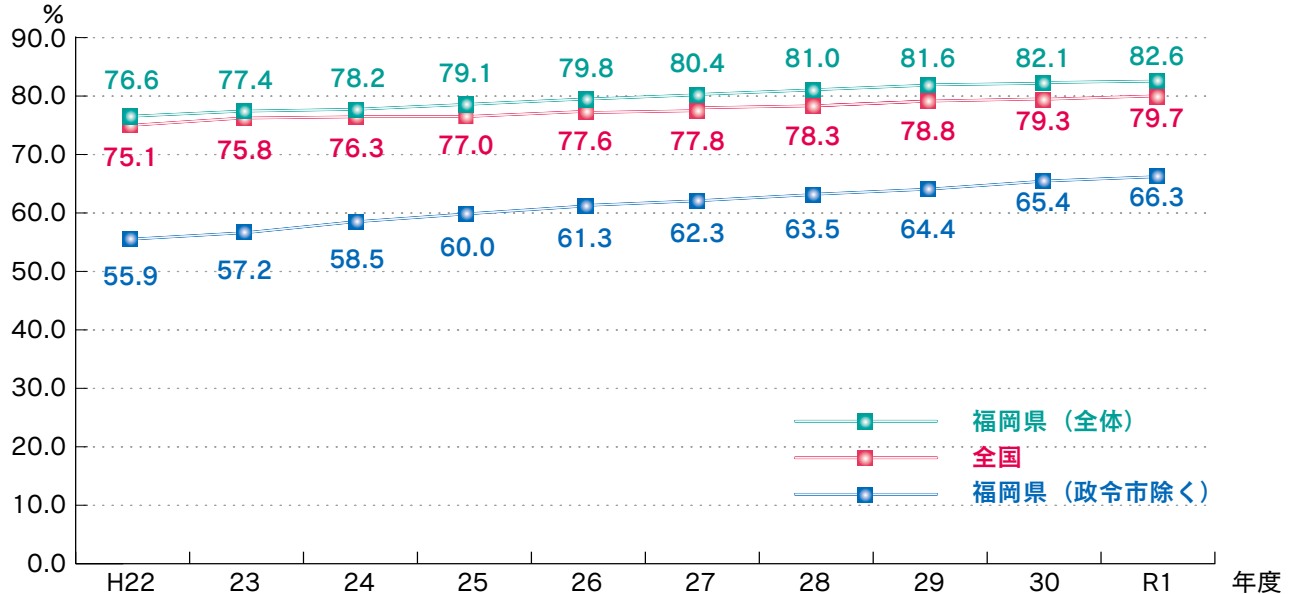
- 「経営・財務マネジメント強化事業」を創設し、経営戦略に係るアドバイザーを派遣（令和3年度～）
- 経営戦略の策定を要件としている地方財政措置
 - ・水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業
 - ・下水道事業の高資本費対策



(4) 下水道整備推進に伴う財政負担の増

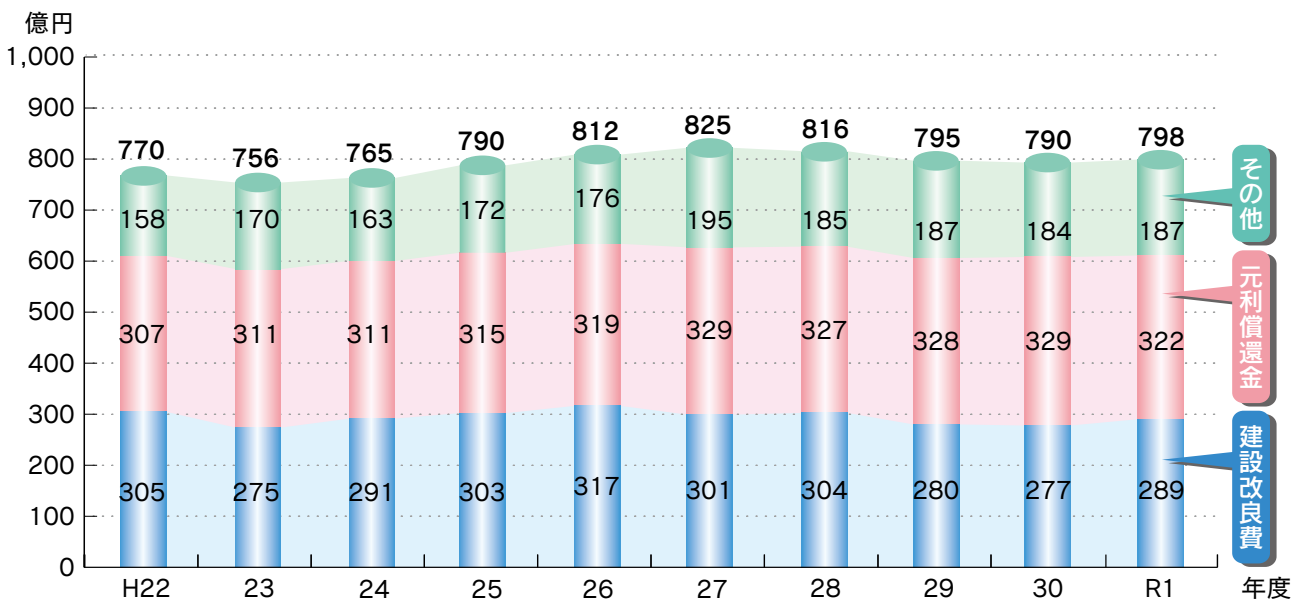
下水道普及率は年々伸びており、福岡県全体では全国水準をやや上回っていますが、政令市を除くと大きく下回っています。また、決算規模は、平成19年度以降、公的資金補償金免除繰上償還等により大きく減少しましたが、その後は国の補正予算に伴う建設改良費の増加等により微増となり、近年は減少傾向にあります。

① 下水道普及率の推移



※下水道普及率とは、下水道の整備状況を表す指標の一つで、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の処理区域内人口を総人口（住民基本台帳人口）で除したものの。

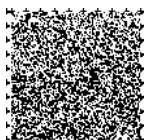
② 下水道事業決算規模の推移



(注) 政令市を除く

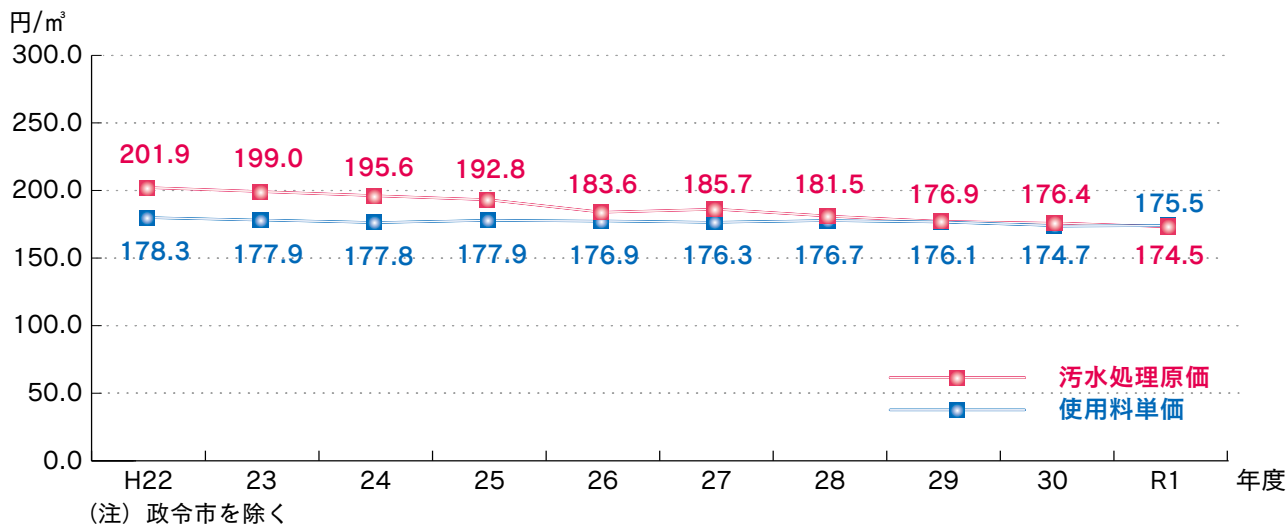
※「公的資金補償金免除繰上償還」

旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金（以下「公的資金」という。）の地方債を繰上償還する際、通常は補償金を支払う必要があるが、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革、経営改革を行う地方団体を対象に、平成19年度から3年間で5兆円規模、平成22年度から3年間で1.1兆円規模の公的資金の補償金を免除した繰上償還を認め、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置。

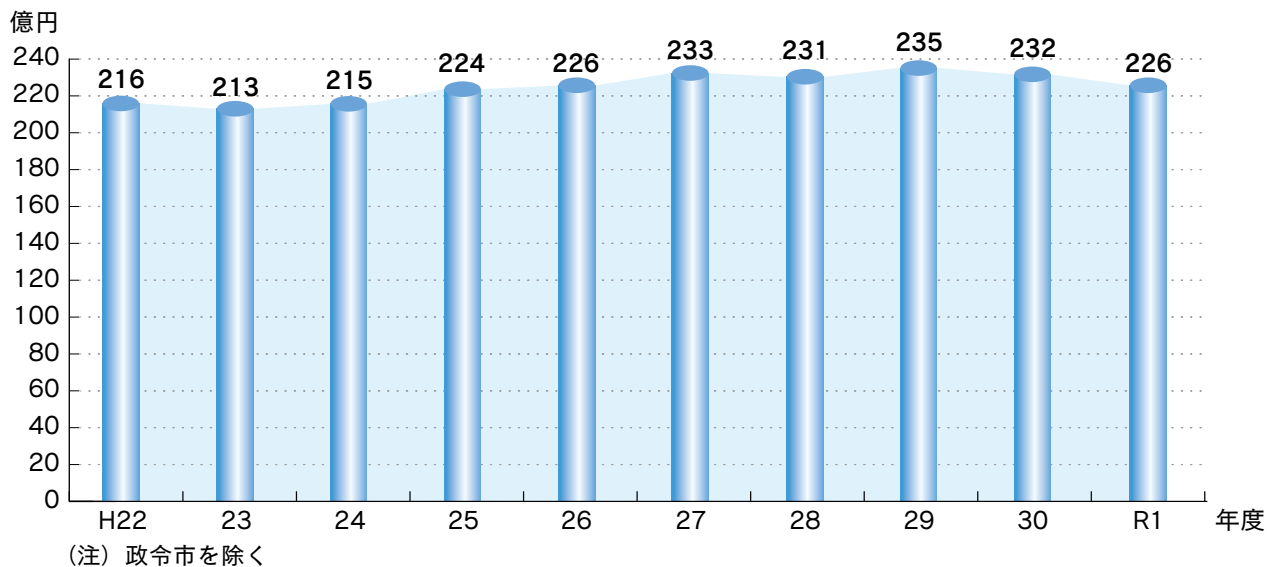


令和元年度の他会計からの下水道事業に対する繰出金は約226億円となっており、他の事業と比較して最も多く繰り出されています。

③ 公共下水道事業における汚水処理原価と使用料単価の推移



④ 下水道事業に対する繰出金の推移



(5) 団体間で比較可能な財政情報の開示

各地方公共団体が住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくためには、自らの財政状況について積極的にわかりやすく情報を開示、説明することが求められています。

各地方公共団体における財政状況の開示等に加え、総務省や都道府県では、各市町村が財政状況や健全化判断比率及び関係団体における財政状況等について取りまとめて作成した「財政状況資料集」、過去5ヶ年の財政状況の推移を示した「市町村財政状況の推移」についてホームページ上で公表等を行っています。

なお、「市町村財政状況の推移」については、福岡県が独自に作成し、グラフにより歳入・歳出等の推移が視覚的に把握できるようになっています。

これらの資料は以下のホームページからご覧いただけます。
 福岡県庁ホームページ市町村財政の状況 (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shityoson-zaisei.html>)

